

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について (1) 一般国道343号の改良整備</p>	<p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の進入や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところがあります。 つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、広域交流を促進する主要幹線道路の抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。 (1) 一般国道343号の改良整備 ・新笹ノ田トンネルの整備</p>	<p>国道343号については、今回の震災において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、大規模な事業となることが見込まれることから、現在、国において、かつてないスピードで進められている復興道路の整備により形成される高速交通ネットワークでの物流の変化や、国際リニアコライダーの立地構想による大規模な開発計画の進展に応じ、必要な検討をしていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について (2) 一般国道340号の改良整備</p>	<p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の進入や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところがあります。 つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、広域交流を促進する主要幹線道路の抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。 (2) 一般国道340号の改良整備 ・陸前高田市竹駒町字滝の里から大畑までの間の改良整備促進 ・陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字三本松までの新ルートの整備 ・住田町世田米字火石から田谷までの間の未改良区間の改良整備促進</p>	<p>陸前高田市竹駒町字滝の里から大畑間、陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字的場までの新ルートの整備については、国の復興交付金事業において、竹駒地区、(仮)今泉大橋地区として平成24年度に事業着手しています。今年度は、竹駒地区は用地取得、道路改良工事等、(仮)今泉大橋地区は道路及び橋梁設計、用地測量、用地取得、橋梁下部工工事等を進めています。 住田町世田米字火石から田谷までの間の未改良区間の改良整備については、「山谷工区」として平成24年度に事業着手したところであり、今年度は用地取得、道路改良工事等を進めています。 今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p>	<p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の進入や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところがあります。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、広域交流を促進する主要幹線道路の抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被害を受けない高台を通る新ルート of 整備促進</li> </ul>	<p>本路線については、国の復興交付金事業において、広田町地区、久保～泊地区、花貝地区、小友地区が、また、社会資本整備総合交付金事業(復興枠)で大陽地区が平成24年度に事業着手したところであり、平成27年度は用地取得、道路改良工事等を進めていきます。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について</p> <p>(4) 一般県道の改良整備</p>	<p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の進入や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところがあります。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、広域交流を促進する主要幹線道路の抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 一般県道の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸前高田停車場線の新ルートの整備</li> </ul>	<p>一般県道陸前高田停車場線の新ルートについては、平成24年度に都市計画道路大石沖脇の沢線の一部区間として都市計画決定されたところです。</p> <p>この新ルートの整備については、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業と密接に関連することから、関係機関と緊密な調整を図りながら進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
2 災害公営住宅の整備推進について	<p>東日本大震災により住居を流失した多くの方々は、応急仮設住宅などへの入居による住み慣れない環境での生活や今後の住宅再建など、不安を抱えながらの生活を余儀なくされております。</p> <p>地域の復興を推進するには、住民が安心して暮らせる住環境の確保や地域コミュニティの再建が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、被災者の応急仮設住宅での生活の早期解消や人と地域のつながりを大切にした生活再建を図るため、地域の要望等を取り入れながら災害公営住宅の整備を進めていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では住宅の自立再建が困難な方に対しては、市町村と連携しながら災害公営住宅を整備することとしております。</p> <p>なお、整備にあたっては、地域コミュニティに配慮する観点から、通常の公営住宅と比較して広い集会所の整備、バリアフリー化による外出しやすい環境の整備、及び入居者募集時に希望する複数の世帯が応募できるグループ入居を実施しています。</p> <p>また、災害公営住宅整備に係る地域からの要望については、市町村が行っている住民意向調査等を通じて被災された方々の声をできる限り反映することに努めており、地域の要望により漁業従事者用のカップ置き場を設置した例もあります。(陸前高田市柳沢前地区・西下地区)</p> <p>被災された方が一日も早く安心して暮らせるように、設計施工一括選定方式による発注を実施するなど、市町村とともに災害公営住宅の早期完成に取り組みます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
3 国営追悼・祈念施設(仮称)の整備促進及び県営復興祈念公園の全面事業化について	<p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ、防災文化を醸成していくため、高田松原地区に防災メモリアル公園(震災復興祈念公園)の整備を求めてきたところですが、国、県、市が共同して、平成25年度には、「岩手県における復興祈念公園基本構想」が、平成26年度には同じく「基本計画」が策定されたところであります。</p> <p>つきましては、復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)について、高田松原津波復興祈念公園の中核施設としてふさわしい規模・内容で早期に整備するよう、国に対して積極的に働きかけていただきますとともに、また、県が整備する高田松原復興祈念公園の全面的事業化につきましても早期に進めていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国営追悼・祈念施設(仮称)の設置については、平成26年10月31日に閣議決定がなされ、国では平成27年度から事業化したところです。</p> <p>県としても国営施設は、県が整備する復興祈念公園の中心となる施設と考えており、市と連携しながら、早期整備に向けて国に働きかけていきます。</p> <p>また、復興祈念公園の全面的事業化についても、市の協力をいただきながら、引続き国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 地域医療の充実・確保について</p> <p>(1) 県立高田病院</p>	<p>東日本大震災津波により、県立高田病院が壊滅的な被害を受けたほか、開業医の多くが被災し、地域の医療体制が危機的状況に置かれています。</p> <p>つきましては、地域の医療需要に対応し、住民が安心して暮らすことのできる医療体制の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県立高田病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の再建と常勤医師不在の診療科への常勤医師の配置</li> </ul>	<p>県立高田病院の再建については、再建方針に基づき平成29年度の開院を目指しており、現在、陸前高田市において用地造成を進めており、これと並行して、医療局において、平成27年3月に設計業者を決定し、設計作業を進めているところです。今後とも良質な医療を提供できるよう、市と緊密に連携し、高田病院の早期再建に向けた取組みを進めていきます。</p> <p>また、常勤医師が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>
<p>4 地域医療の充実・確保について</p> <p>(2) 広田診療所</p>	<p>東日本大震災津波により、県立高田病院が壊滅的な被害を受けたほか、開業医の多くが被災し、地域の医療体制が危機的状況に置かれています。</p> <p>つきましては、地域の医療需要に対応し、住民が安心して暮らすことのできる医療体制の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 広田診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再建に必要不可欠な岩手県医療再生基金の継続</li> </ul>	<p>被災した医療機関の復興に向け、地域医療再生基金を活用して、これまで被災した医療機関の移転新築等に対する支援や、医師・看護師などの医療従事者の確保等に取り組んできたところですが、東日本大震災津波により、甚大な被害を受けた本県の沿岸市町村においては、今後、市町村におけるまちづくり計画の進捗等に伴い、医療機関の復興が本格化する局面を迎えることから、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であり、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るよう国に要望しています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

## 陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
5 「被災地健康支援事業」の継続実施及び財政支援について	<p>東日本大震災津波による多くの被災者が依然として応急仮設住宅での生活を余儀なくされております。その被災者を対象に、健康状態の悪化予防や健康不安の解消、住民同士の交流促進を図ることを目的とした事業実施と、それを支える人材確保が必要であります。</p> <p>つきましては、次の補助金に係る「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」内で規定している「被災地健康支援事業」の継続実施及び財政支援について、平成28年度以降も存続していただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 被災者健康づくりサポート事業費補助金の継続  (2) 東日本大震災津波被災地健康支援事業費補助金の継続</p>	<p>東日本大震災津波の被災者の健康支援対策（(1)及び(2)）については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災者健康支援事業）を活用して、被災者の健康支援に関わる保健師等の人材確保や各種健康支援事業を行っていますが、当該事業の実施期間が平成27年度末までとなっていることから、中長期的に継続して活用できる安定した財源の確保を図るよう、継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東日本大震災に係る国民健康保険制度への財政支援について</p>	<p>東日本大震災以降、国民健康保険制度への特例措置に対する国県の財政支援が継続して実施されてまいりましたが、固定資産税の課税免除措置については、平成26年度で廃止になったことから、今年度より市単独で条例減免として対応し、国保税の資産割について税負担の軽減に努めております。</p> <p>また、医療費一部負担金の免除措置や医療給付費負担増に対する財政支援については、平成27年度までとなっているところであります。</p> <p>つきましては、当市の被災の状況を踏まえ、国民健康保険制度運営の安定化を図るため、国県の財政支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国民健康保険医療費一部負担金の免除措置に対する財政支援の継続</p> <p>(2) 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険税収入に対する財政支援</p> <p>(3) 医療費給付費に対する財政支援の継続</p>	<p>(1) 東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>現在のところ、この財政支援は平成27年12月末までとなっており、平成28年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> <p>(2) 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）附則第55条及び附則第55条の2により固定資産税の課税免除を実施した場合、東日本大震災による固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援として、平成26年度まで国の特別調整交付金が交付されています。</p> <p>国の特別調整交付金の「その他特別の事情がある場合」のメニューは、例年12月頃に国から示されていますが、現在の要件では、財政支援の対象とならないことから、県内の実情を把握のうえ、市町村独自に条例減免した場合も国特別調整交付金の支援対象とするよう働きかけていきます。</p> <p>(3) 本年度においては、(1)の要望に併せて、平成25年度からの岩手、宮城、福島の被災3県の市町村国保に対する医療費の増加に伴う医療給付費の負担増等に対する財政支援（平成24年度からの財政支援を含む。）の継続についても、国に対して要望しているところであります。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 被災事業所等への支援策の拡充について</p>	<p>東日本大震災により数多くの事業者が被災し、地域の経済・雇用情勢は厳しい状況が続いていることから、早期の事業再開が図られるよう助成制度や補助制度の拡充が求められております。</p> <p>「中小企業等復旧・復興支援事業（グループ補助）」及び「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」につきましては、東日本大震災により被災した事業者の事業再開を大きく後押しするものでありますが、零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面で手厚い支援が必要とされていることから、個別企業でも利用し易い一定の補助制度の創設など、これまでの枠組みにとられない大胆な支援をお願いいたします。</p> <p>また、商店街や企業立地などの本格的な復興には、新市街地の土地嵩上や区画整理などによる事業用地整備に相当の時間が見込まれる状況にあります。</p> <p>つきましては、被災事業者に対する助成制度や補助制度の拡充について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」の継続等                  (2) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」制度の継続に係る国、関係機関への働きかけ                  (3) 小規模事業者への支援策の拡充</p>	<p>(1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」の継続等                  被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続や既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講じることがを要望しており、平成28年度の中小企業庁の概算要求にグループ補助金の予算が盛り込まれております。</p> <p>(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地の産業振興に大きな効果が期待される制度であると認識しており、沿岸被災地の本格復興には、なお時間を要することも予想されることから、被災地の現状に即した制度運営が必要であると考えています。</p> <p>県としては、平成27年6月4日に国に対し事業期間の延長と必要な予算の確保について要望していますが、引き続き、機会を捉えて要望を継続してきたところです。</p> <p>先に公表された国の概算要求において、受付申請期限及び事業完了期限の延長が盛り込まれたことから、延長の実現に向けて、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>(3) 小規模事業者への支援策の拡充                  小規模事業者については、既に認定したグループに構成員として追加することによりグループ補助金の申請が可能となるほか、それも困難な事業者には、市町村と連携した中小企業被災資産復旧事業費補助金により、事業者の復旧を支援していくこととしています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8 東日本大震災復興特別区域法（産業再生特区）に基づく税制の特別措置の延長について	津波浸水区域の被災事業者においては、一定の復旧を果たしているものの、従前の販路を喪失する等新たな課題が生まれ、措置の活用までに至っていない状況にあることから、平成28年度以降の措置期間延長について、国及び関係機関に働きかけていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。	<p>東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置については、国から認定を受けた岩手県産業再生復興推進計画により実施しているところですが、税制特例の適用対象事業者を指定できる期間は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により平成28年3月31日までと規定されていることから、適用期間の延長は国による法改正が必要となります。</p> <p>一方、今後、復興まちづくりが本格化することに伴い、事業者を中心として現行の適用期間以降においても、制度の活用が見込まれるほか、復興工事の遅れにより、工場等の立地・供用が現在の適用期間内に間に合わない事例も生じており、県としては適用期間の延長が必要と考えています。</p> <p>このため、県では、北海道・東北地方知事会や商工団体等とも連携し、復興特区制度の適用期間の延長を要望するなど、機会をとらえて国に働きかけをしています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

## 陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
9 被災農地の復旧促進について	<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた農地については、農地復旧が進み営農再開が行われる状況になっておりますが、現在、市街地整備が進められている地域の周辺に位置する高田沖農地の復旧については、平成29年度事業として予定されているところであります。</p> <p>今後、復興工事の進捗に合わせた周辺の土地利用計画や、国道のかさ上げ等の計画が見込まれることから、引き続き関係機関に対しての調整と財源確保について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災農地の復旧においては、早期の営農再開とともに、地域農業の振興・発展につながることを肝要です。</p> <p>特に高田沖地区にあっては、貴市の中でも有数のまとまった農地を有していることから、将来の地域農業を見据えた担い手の確保、営農継続が可能となる整備構想等、地域の話し合いをリードし、経営再開マスタープランに位置付けていただくようお願いします。</p> <p>農地の復旧・整備にあたっては、これまでどおり貴市と連携・調整しながら進めてまいりますが、貴市が整備を予定する「高田松原津波復興祈念公園整備事業」や「高田地区被災市街地復興土地区画整理事業」等の土地利用計画の策定についても、よろしく申し上げます。</p> <p>財源確保については、これまでも国に農地等災害復旧事業や復興交付金事業の期間延長と予算確保を要望し、一定の理解が示されております。今後も機会を捉え国に要望してまいります。地域の声として貴市からも引続き国に働きかけていただくようお願いします。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
10 特用林産物の生産再開と山菜等の出荷制限解除に向けた取組の充実について	<p>市内産の山菜のほとんどは、放射性物質の国の暫定基準値を下回っている状況であるにもかかわらず、タケノコ等一部の品目で出荷制限や自粛の措置が取られております。また、特用林産物の生産者は、林内の除染やホダ木の調達に苦慮しているところでもあります。</p> <p>このことは、生産者の生産意欲の衰退や所得減につながることから、安全安心な特用林産物や山菜類の生産に向け、出荷制限解除に向けた取り組みとともに、除染並びにホダ木の調達に際して、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>露地栽培原木しいたけの出荷制限解除に向けた取組については、これまで、指標値を超過したホダ木の撤去や、落葉層除去によるホダ場の環境整備を実施しており、陸前高田市内では、これまで1名の生産者が出荷再開しているところです。今後も、出荷制限解除に向け、検査を実施して国と協議を進めていきます。</p> <p>また、新たに生産再開を希望する生産者がいる場合は、「きのこ原木等処理事業」により、落葉層除去等のホダ場の環境整備を支援していきます。</p> <p>しいたけ原木の調達については、しいたけ原木を生産する団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」を中心として、素材生産者、市町村有林、他県等に原木供給の働きかけを行っており、引き続き、生産者が必要とする原木を確保できるよう努めていきます。</p> <p>なお、山菜類については、放射性セシウムの吸収メカニズムなどの知見が十分でなく、また、管理や採取場所の特定が困難であることから、国の指導により、過去に基準値を超過した品目について、放射性物質濃度の経年変化のモニタリング検査を続けているところです。この結果が安定して低い場合には、市町村の協力をいただきながら、出荷制限の解除に向けた検査を行い、出荷管理の考え方を確認したうえで、国との協議を進めることとしています。</p> <p>タケノコの出荷制限解除の取組については、現在、出荷制限解除に向けて国との事前協議を進めており、引き続き市と連携しながら、早期に出荷制限が解除されるよう取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B
11 県立野外活動センターの整備促進について	<p>東日本大震災津波により、壊滅的な被害を受けた県立野外活動センターに代わる海洋型の施設を、広田海水浴場に隣接した地域へ一日も早く移転再建が図られるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立高田松原野外活動センターについては、文部科学省から広田地区への移転が認められたことから、移転予定地の現況を踏まえ、用地造成を含む再建規模等、陸前高田市と協議しながら進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
12 三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道の修繕について	<p>三陸復興国立公園「みちのく潮風トレイル」のコース選定については鋭意取り組み中ですが、コース予定地である「黒崎園地遊歩道」は、震災時に被災したまま修繕がされていない状態にあります。</p> <p>つきましては、今後、コース選定された場合には、観光客の利便性向上のため早期の修繕について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>みちのく潮風トレイルは、環境省が平成24年5月7日に公表した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の推進施策の一環として設定されています。</p> <p>この施策は、三陸地域を南北につなぎ、地域相互の交流を深めることができるほか、その整備により地域の防災機能も高まることが大いに期待されています。</p> <p>県としては、三陸復興国立公園の復旧・再整備と併せて、みちのく潮風トレイルの整備が積極的に行われるよう国へ働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B
13 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金（GND基金）の延長について	<p>東日本大震災の際に電源供給が遮断された経験から、基金を活用し防災拠点施設に太陽光発電と蓄電池の導入を計画しておりますが、施設の再建がなされていない状況があります。</p> <p>つきましては、平成28年度以降の基金延長について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>陸前高田市をはじめ、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた被災市町村においては、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら防災拠点への設備導入を進めており、県においても、復興の進捗状況と歩調をあわせた事業実施期間の設定が必要と認識しています。</p> <p>そのため、これまでも機会を捉えて、国に対し再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長を要望してきたところであり、昨年度末に、まずは、平成28年度への繰り越し手続が認められたところです。</p> <p>また、現在も、本県単独のみならず、宮城県及び福島県と連携して国に対する働きかけを継続しているところであり、今後も、期間延長要望を強力に進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
14 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配措置の継続について	<p>東日本大震災により被災した児童生徒への「心のケア」や「教育支援」及び学校復興のための教職員の加配措置については、継続的な措置が求められています。</p> <p>つきましては、平成28年度においても、復興加配職員、指導主事、栄養教諭の継続配置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災地校への教職員の加配につきましては、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>指導主事の配置については、震災後の復興に向けた教育課題への対応を勘案し、陸前高田市には3人を派遣しているところです。平成28年度については各市町村の状況等を踏まえつつ検討していくものです。</p> <p>栄養教諭につきましては、義務教育標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて、適切に人員を配置しており、今後も児童・生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
15 緊急スクールカウンセラーの継続配置について	<p>スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の心のケアなど震災以降の継続的な取り組みにより大きな成果を上げております。</p> <p>つきましては、平成28年度においても、児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、今年度同様の配置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

## 陸前高田市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
16 埋蔵文化財発掘調査に係る人的支援について	<p>東日本大地震の大津波により当市全体が甚大な被害を受け、市街地の大半を再構築せざるを得ない状況となっております。</p> <p>復興事業等により事業者や個人の高台移転に伴う土地造成に際し埋蔵文化財発掘調査の照会や調査対応事例が多数あることから、正規職員採用を含め調査体制を増員し、現人員で対応が困難となる10,000㎡を超える大規模土地開発等には、岩手県教育委員会を通じて公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターへ発掘調査を委託するなど調査の進捗を図っております。また、今年度から県教育委員会を通じ文化庁スキームによる専門職員が派遣増員されたことから迅速な調査対応にも努めているところであります。</p> <p>復興事業の進展により大規模土地開発に係る発掘調査の照会や調査対応事例が今後も引き続き増大する見込みであるが、調査に対応できる専門職員が限られていることから、必要となる専門職員の派遣について、自治法派遣や事業受託支援を含め引き続き、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>復興調査の進捗に応じて、平成27年度は、県外自治体からの専門職員1人及び行政事務職員1人の計2人が、文化庁等の調整により貴市に派遣されています。</p> <p>今後、復興関連の民間開発事業に係る発掘調査量が大幅に増加することが見込まれる場合、市教育委員会の要請に応じて、県としては、調査支援の継続のみならず、専門職員の増員についても、継続して国へ要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A